



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

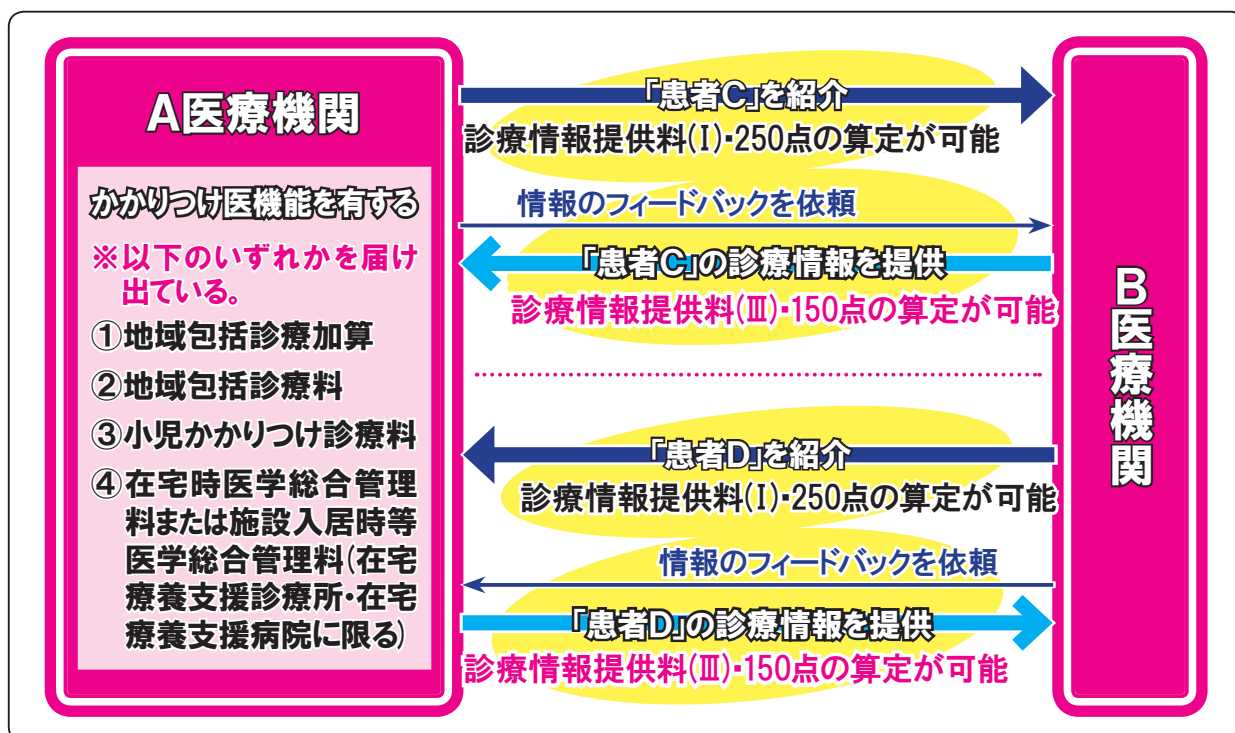
2020年2月10日号

情報フィードバックの評価で「診療情報提供料(Ⅲ)」～2020年度診療報酬改定

《背景》 中央社会保険医療協議会から答申された2020年度診療報酬改定案において、かかりつけ医機能と医療機関間の連携をさらに推進するため、診療情報提供に関する新たな評価が設けられることになった。

《解説》 現在は、患者の紹介を受けた医療機関が、診療に関する情報を紹介元の医療機関にフィードバックしても診療報酬上は評価されません。そのため、かかりつけ医機能を有する医療機関から紹介された患者、あるいは、かかりつけ医機能を有する医療機関に別の医療機関から紹介された患者について、紹介元の医療機関に情報を提供した場合の評価である「診療情報提供料(Ⅲ)・150点」が新設されます。産科もしくは産婦人科を標榜している医療機関から紹介された妊娠中の患者も算定対象となります。

◎紹介患者の診療情報のフィードバックに係る評価の仕組み概要(任意イメージ表示)



《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867